

## 庄原市自治振興区連合会規約

(名称)

第1条 本会は、庄原市自治振興区連合会（以下「連合会」という。）と称する。

(目的)

第2条 連合会は、庄原市内の自治振興区相互の連携、交流を行うとともに、行政及び各種団体と協力して、一体的な自治振興区活動を促進し、地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 自治振興区相互の連絡調整と交流促進
- (2) 自治振興区活動の活性化
- (3) 地域活性化のための研究調査及び共同事業の実施
- (4) その他目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 連合会の会員は、庄原市内全自治振興区の代表者とする。

(役員)

第5条 連合会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 6名
- (4) 監事 2名

(会議)

第6条 連合会の会議は、総会、理事会、及び全員協議会（以下「会議」という。）とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 会議は、会長が招集する。

(役員の種類及び選任)

第7条 会長は、理事会で協議し、総会において決定する。

2 副会長及び理事は、理事会で協議し、総会において決定する。

3 監事は、理事会で協議し、総会において決定する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

5 会長、副会長及び理事は、市内7地域（庄原地域、西城地域、東城地域、口和地域、高野地域、比和地域、総領地域をいう。以下同じ。）から選任し、同一の地域から2人以上を選出しないものとする。

(役員職務)

第8条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 会長 連合会を代表して会務を統括する
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する
- (3) 理事 理事会を構成し、会務の執行を決定する
- (4) 監事 連合会の会計及び業務を監査する

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補選者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 連合会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局は、庄原市企画振興部自治定住課に置く。

(総会)

第11条 総会は全会員をもって構成し、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支予算の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支決算の承認
- (5) その他連合会の運営に関する重要事項

2 通常総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

2 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(全員協議会)

第13条 全員協議会は、全会員をもって構成し、次の事項を協議するため、必要に応じて開催することができる。

- (1) 重要事項に関する事
- (2) その他会長が必要と認めた事項

2 全員協議会は、会長が必要と認めたとき又は会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(部会等)

第14条 連合会の目的達成と、より円滑な組織運営を図ることを目的に、部門別の所掌事項を協議するため、次の部会を設置する。会員は、いずれかの部会に属するものとする。

部 会	所掌事項
総務財政部会	総務財政に関する事
教育民生部会	教育民生に関する事
産業建設部会	産業建設に関する事

2 部会に部会長1人及び副部会長1人を置き、副会長は部会長に、理事は副部会長に就くものとする。

3 部会は、部会長が必要と認めたとき又は部会員の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

4 第1項に規定する所掌事項に関する個別の案件及び課題等を協議するため、各部会に検討会議を置くことができる。

5 検討会議は、各部会の部会長が指名する者をもって組織する。

6 検討会議は、必要に応じて各部会の部会長が招集する。

(議長)

第15条 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第16条 会議は、会員又は理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第17条 会議の議事は、出席した会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任表決等)

第18条 やむを得ない理由により、会議に出席することができない会員又は理事は、代理人として出席した者に表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において、第16条及び第17条の規定の適用については、その会員又は理事は出席したものとみなす。

(会計)

第19条 連合会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 連合会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

3 会費は、別に定める。

4 連合会の事業計画及び予算は、会長が作成し、通常総会において決定する。ただし、通常総会までの間の当該年度に必要とする予算は会長が専決することができる。

5 連合会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を得て、通常総会において承認を受けなければならない。

(規約の改廃)

第20条 規約の改廃は、総会の議決を経るものとする。

(委任)

第21条 この規約に定めるもののほか、会の運営に関し必要な事項は、会長が会の会議に諮って定める。

(附 則)

この規約は、平成17年8月4日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成21年1月16日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成25年8月1日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成26年6月5日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成27年6月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

(附 則)

この規約は、平成28年6月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(附 則)

この規約は、平成30年6月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(附 則)

この規約は、令和3年7月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

この規約は、令和4年5月19日から施行する。

庄原市自治振興区連合会規約の一部を改正する規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第4条 略</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 連合会に次の役員をおく。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 3名</p> <p>(3) 理事 <u>6</u>名</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p>(会議)</p> <p>第6条以下 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規約は、令和4年5月19日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 略</p> <p>(役員)</p> <p>第5条 連合会に次の役員をおく。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 3名</p> <p>(3) 理事 <u>3</u>名</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p>(会議)</p> <p>第6条以下 略</p> <p>_____</p> <p>_____</p>